

船舶事故調査報告書

令和2年3月25日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	漁網損傷
発生日時	令和元年6月4日 06時00分ごろ
発生場所	兵庫県神戸市長田南方沖 神戸灯台から真方位152° 1,100m付近 (概位 北緯34° 38.4′ 東経135° 10.4′)
事故の概要	引船第三明祐 ^{めいゆう} は、はしけ ^{ハシケ} ◇H◇ 102及び◇H◇ 251をえい航中、また、漁船第三義丸 ^{よし} 及び漁船邦栄丸 ^{ほうえい} は、2そうびきでえい網中、◇H◇ 102又は◇H◇ 251が2そうびきの漁網を乗り切り、同漁網が損傷した。
事故調査の経過	令和元年7月23日、主管調査官（神戸事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 引船 第三明祐、19トン 260-42596兵庫、大協海運株式会社 B はしけ ◇H◇ 102、500トン積み なし、広瀬産業海運株式会社 C はしけ ◇H◇ 251、450トン積み なし、広瀬産業海運株式会社 D 漁船 第三義丸、9.7トン HG2-5138（漁船登録番号）、個人所有 E 漁船 邦栄丸、9.7トン HG2-5086（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 D 船長D、二級小型・特殊・特定 E 船長E、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A なし B なし C なし D 漁網に切損 E 漁網に切損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.3m
事故の経過	A船は、船長Aほか2人が乗り組み、えい航索でB船、C船の順に2隻を連結した引船列（以下「A船引船列」という。）を構成して西進中、船長Aが、左舷船首方に右舷方へ向かって通過する状態の2そうびきのD船及びE船を認め、同じ針路及び速力で航行しても両船が

	<p>引く漁網（以下「本件漁網」という。）を避けることができると思っていたところ、本件漁網を示すブイに接近したのでこれを避けようと左舵を取ったが、B船又はC船が本件漁網を乗り切って本件漁網を切断した。</p> <p>D船及びE船は、それぞれ船長が1人で乗り組み、2そうびきにより東進中、船長D及び船長Eが、接近するA船引船列が本件漁網を避けてくれると思い、同じ針路及び速力で航行を続けたものの、接近したので汽笛を鳴らして注意を喚起し、更に接近したので左舵を取ったが、B船又はC船が本件漁網を乗り切って本件漁網を切断した。</p>
分析	<p>A船引船列は、航行中、船長Aが、本件漁網を避けることができると思い、同じ針路及び速力で航行を続けたことから、本件漁網のブイが接近し、左舵を取ったものの、本件漁網を乗り切って本件漁網を切断したものと考えられる。</p> <p>D船及びE船は、2そう引きでえい網中、船長D及び船長Eが、A船引船列が本件漁網を避けると思い、同じ針路及び速力で航行を続けたことから、A船引船列が接近し、左舵を取ったものの、B船又はC船が本件漁網を乗り切って本件漁網を切断したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船引船列が航行中、D船及びE船が2そうびきでえい網中、船長Aが、本件漁網を避けることができると思い、同じ針路及び速力で航行を続け、また、船長D及び船長Eが、A船引船列が本件漁網を避けると思い、同じ針路及び速力で航行を続けたため、B船又はC船が本件漁網を乗り切って本件漁網を切断したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・はしけ等をえい航している場合は、えい航時における操縦性能などを考慮して他船と安全な距離を保って航行すること。 ・周囲に他船を認めた場合、他船が必ず避けてくれると思わず、早めに避けること。